

# ごみ焼きはできません



「ごみ焼き」とは、処理基準に従って行われない野外での廃棄物の焼却のことをいいます。ドラム缶やブロック積み、穴の中や地面での焼却等がこれにあたります。

野外焼却行為（ごみ焼き）は、一部の例外を除き、”廃棄物の処理及び清掃に関する法律”と”人吉市生活環境保全美化条例”で禁止されています。

違反した場合は、法により5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられることや、条例により氏名等を公表されることがあります。

## <例外>

- ① 法律で定められた廃棄物処理基準に従って行う焼却
- ② 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却  
(例) 河川管理者が管理のために行うための伐採した草木等の焼却
- ③ 震災・風水害・火災の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却  
(例) 災害時等における木くず等の焼却
- ④ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却  
(例) どんど焼き
- ⑤ 農業、林業又は漁業を営むためにやむをえないものとして行われる焼却  
(例) 農業者が行う梅剪定枝等の焼却、林業者が行う伐採した枝等の焼却  
※住宅地と近接する農業に伴う焼却への悪臭苦情がたいへん多くなっています。ご近所とのトラブルを防ぐために、次の点にご配慮をお願いします。
  - 燃やす前に十分に乾燥させる
  - 住宅の方に煙がいかない風向きの日を行う
- ⑥ たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微※なもの  
(例) 暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くず等の焼却  
※軽微な焼却・・・煙の量やにおい等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却



**【ご注意】** これら例外の場合であっても、”人吉市生活環境保全美化条例”においては、近隣の生活環境保全に努めるよう定められており、**近所等から苦情がある場合は、指導の対象となる**ことがあります。